参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**①　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合（水産加工職種）の記載例です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

●漢字の氏名がある場合であっても、ローマ字の氏名のみの記載で足り、漢字の氏名の記載は省略可。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名  ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。 | ローマ字 | OTU　HEITEI |
| 漢字 |
| ローマ字 | BOKI KOU |
| 漢字 |
| ローマ字 | SHIN JINKI |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | | 水産加工職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーである技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円  ●⑤は2号又は3号の場合に記載。  　⑥は3号の場合に記載。 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | |  |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 | 水産加工工場に入社１年目のパート職員Ａ。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーの指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　４６　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　１　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | パート職員Ａは、技能実習生と同様に経験年数は１年であり、任されている業務の範囲や業務量についても、技能実習生と変わらない。  　また、ともにラインマネージャーの指導の下で、指示を受けて業務を行っており、業務における責任も同程度である。 |
| ⑤その他 |  |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | |  |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | | （　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | |  |
| ⑥その他 | |  |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　代表取締役　機構　太郎

参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**②　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合（賃金規程有）の場合（水産加工職種）の記載例です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

●漢字の氏名がある場合であっても、ローマ字の氏名のみの記載で足り、漢字の氏名の記載は省略可。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名  ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。 | ローマ字 | OTU　HEITEI |
| 漢字 |
| ローマ字 | BOKI KOU |
| 漢字 |
| ローマ字 | SHIN JINKI |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | | 水産加工職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーである技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円  ●⑤は2号又は3号の場合に記載。  　⑥は3号の場合に記載。 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | |  |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 |  |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑤その他 |  |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | | 水産加工工場に入社5年目のパート職員Ｂ。５年間の経験の中で、安全管理や衛生管理について高い技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等の基礎的な技能はもとより、大型工具の洗浄等も担当）を有しているほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）から一定の技術が必要な作業（製品としての仕上げ、製品品質の判別等）までを行っている。  　ラインマネージャーを補佐する役割を与えられており、新入パート社員を指導することもある。 |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | | （　４６才　）　（　男　・　女　）　（経験　　５　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　１，２００　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　９００　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | | パート職員Ｂは、賃金規程に基づき、勤続５年目の社員としての報酬が決定されている。  技能実習生は、同一の賃金規程に基づき、勤続１年目の社員としての報酬が決定されている。 |
| ⑥その他 | |  |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　代表取締役　機構　太郎

参考様式第１-16号（第８条第14号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

**③　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合（賃金規程無）の場合（水産加工職種）の記載例です。**

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬に関する説明書

　技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

１　技能実習生に対する報酬

●漢字の氏名がある場合であっても、ローマ字の氏名のみの記載で足り、漢字の氏名の記載は省略可。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名  ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。 | ローマ字 | OTU　HEITEI |
| 漢字 |
| ローマ字 | BOKI KOU |
| 漢字 |
| ローマ字 | SHIN JINKI |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 | | 水産加工職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーである技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 | | （　２０　才　）（　男　・　女　）　（経験　母国で１　年） |
| ④技能実習生に対する報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　９００　　円 |
| ⑤第１号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円  ●⑤は2号又は3号の場合に記載。  　⑥は3号の場合に記載。 |
| ⑥第２号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑦その他 | |  |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

３　④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑥は第３号技能実習の場合に記載すること。

４　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度 |  |
| ②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | （　　　　才　）　（　男　・　女　）　（経験　　　　年） |
| ③比較対象となる日本人労働者の報酬 | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑤その他 |  |

（注意）

１　①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | | 水産加工工場に入社5年目のパート職員Ｃ。５年間の経験の中で、安全管理や衛生管理について高い技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等の基礎的な技能はもとより、大型工具の洗浄等も担当）を有しているほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）から一定の技術が必要な作業（製品としての仕上げ、製品品質の判別等）までを行っている。  　ラインマネージャーを補佐する役割を与えられており、新入パート社員を指導することもある。 |
| ②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数 | | （　４６才　）　（　男　・　女　）　（経験　　５　年） |
| ③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　１，２００　円 |
| ④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金 | 規程の有無 | 有　　・　　無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  月給　　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | | パート職員Ｃは、技能実習生と比べて担当する業務の範囲が広い（大型工具の洗浄、製品としての仕上げ、製品品質の判別）ほか、同一の時間で約１．２倍のスピードで正確に業務をこなすことができる。  　また、ラインマネージャーを補佐して、新入パート社員を指導することもあり、技能実習生と比べて責任の程度も大きい。  上記の観点から、技能実習生とパート職員Ｃとの報酬の違いは妥当なものであると考える。 |
| ⑥その他 | |  |

（注意）

１　①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　２０××年　　〇〇月　　〇〇日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称　機構　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名　代表取締役　機構　太郎